

令和8年度保育園入園案内

受付期間	令和7年10月20日(月)～11月7日(金) *** 先着順ではありません ***
受付時間	9時～17時まで(原則として12時～13時は除く)
	在園児受付期間: 令和7年10月20日(月)～10月31日(金) *在園児は在園する保育施設へ提出が可能です。 令和7年11月4日(火)以降は中城村役場での受付となります
問い合わせ先	中城村役場 こども課 保育・こども園係 TEL: 098-895-2134(直通)
※書類に不備がある場合は受付できません。また、受付期間外に提出した場合は2次審査に回ることになります。 ※1号認定で入所希望の方は各認定こども園へお問い合わせ下さい。 ※申込書等は、9月22日から中城村役場 こども課 窓口にて配布。また、役場ホームページ及び中城村の子育て支援サイト『すくすく! なかぐすく』にて掲載します。 『すくすく! なかぐすく』へのアクセスはこちらから→	



★ 認可保育施設とは ★

保護者が働いていたり、病気等の状態にあるため家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありませんので、『保育を必要とする事由』をご確認の上、申込して下さい。

★ 保育を必要とする事由 ★

就労	1ヶ月に64時間以上労働する事を常態としていること
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もないこと(産前3ヶ月・産後3ヶ月)
病気・障がい等	病気もしくは負傷していること。精神もしくは身体に障がい有していること
親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護または看護していること(長期入院・入所の親族を含む)
災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動を行っていること(利用期間: 求職開始から90日間) ※年度継続での求職活動事由での申込は基本的に認めません※
就学	1ヶ月に64時間以上学校や職業訓練校に通学する事を常態としていること
虐待等	虐待やDVのおそれがあること
育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な事
その他	上記に類する状態として村長が認める場合

★ 申込に必要な書類 ★(書類不備の場合は受付不可)

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申請書
 - ②同意書
 - ③児童調査票(新規申込者のみ)
 - ④特別支援保育を希望する際は、身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当・診断書のいずれかの写し
 - ⑤保護者・同居人の保育の必要な事由を証明する書類(3ページ【F】を確認して下さい)
 - ⑥世帯の状況により必要な書類(3ページ【G】を確認して下さい)
- ⑤⑥の書類は2名以上申込場合は、最年長クラスの児童に原本添付、その他の児童に原本のコピーを添付して下さい。

A. 入園対象児童

0歳児から小学校就学前までの児童のうち保育を必要とする事由に該当し、2号又は3号認定を受け、中城村に住民票を有する世帯が対象です。※認定については下記を確認して下さい。

《注意》

- ①申請児童の育児休業中を事由に4月1日入園申込をする場合は、5月1日までに職場復帰することが条件となります。

※年度途中での申込の場合も、基本的に毎月1日付け入所となります。申込は入園希望の2ヵ月前の月中、入園後は1ヵ月以内に職場復帰をして下さい。（復職後は証明書を提出して下さい。）

【例】7月1日入園希望の場合 → 申込受付は5月中 → 入園後は8月1日までに復職

- ②出産予定のある方は必ず申請書に記載して下さい。
- ③お子様の発達面、健康面で気になることがありましたら、入園申込時に窓口で相談して下さい。
- ④保育料・その他村税の納付状況も入園審査に影響します。
(滞納等がある場合、マイナス査定を行うため継続での利用が難しくなります。)
- ⑤現在、在園中で次年度も保育施設を利用する方・待機児童で次年度入園希望の方も申込が

B. 保育園入園申込について

在園児は、各保育施設で受付可能です。(在園中のきょうだい児がいる新規申請の方は在園児と同封可)
新規申込及び待機中の児童は、中城村役場 こども課窓口での受付です。

C. 保育を必要とする事由の認定について

認可保育施設の利用を希望する場合は、中城村から「支給認定」を受ける必要があります。
子どもの年齢や保護者の状況に応じて、利用できる施設や利用時間が異なります。

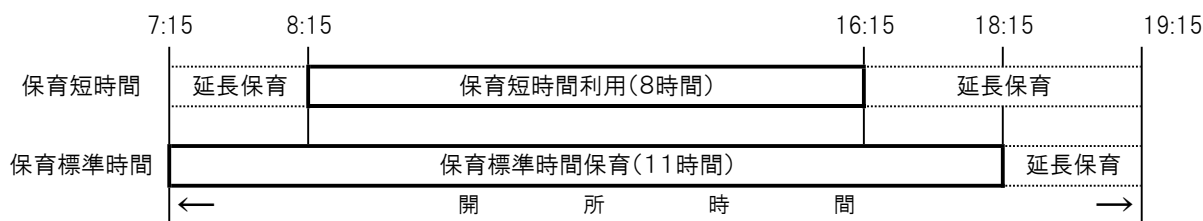
認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合。	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合。	保育園・認定こども園・地域型保育園

D. 保育の利用区分について

保育施設を利用するため、2号認定又は3号認定を受けた方は、保護者の就労等の時間に応じて保育施設の利用時間が「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。

	就労時間	保育時間	備考
保育短時間	月64時間以上120時間未満 パートタイムを想定	最長8時間	就労のほか、求職活動等 育児休業・産後3か月目などが該当します。
保育標準時間	月120時間以上 フルタイム就労を想定	最長11時間	就労のほか、就学・妊娠・出産（産後2ヶ月間） 災害復旧・虐待やDVなどが該当します。

E. 利用時間のイメージ



※上記の場合、短時間認定の方が8:15～17:15まで利用した場合、16:15～17:15は延長保育となります。

※保育時間帯・延長保育等については、施設で変わりますので4ページ～5ページの施設一覧をご確認ください。

F. 保護者・同居者の保育を必要とする事由を証明する書類

※60歳以下の祖父母と同居している場合、就労状況等を証明する書類も提出して下さい。提出が無い場合は、マイナス査定を行いますのでご了承ください。(世帯が分かれている場合は不要です)

保護者の状況	提出書類
勤務又は採用予定の方	【就労証明書】こども課指定の様式 ✓ <u>契約期間があり保育園申請以降に契約更新した場合は、契約更新後の日付が記載されている就労証明書を再度提出して下さい。</u> ※本人記載は無効。書類提出後、電話・訪問による勤務確認があります※
自営業・農業・内職の方	【就労証明書】こども課指定の様式 ✓ <u>指定様式に必要事項を記入の上、次のⅠ～Ⅲのいずれかを必ず添付して下さい。</u> Ⅰ.開業届等の写し Ⅱ.商工会議所や組合等による証明 Ⅲ.営業収入が記載されている申告書の写し ※Ⅰ～Ⅲの証明書が添付出来ない方は、指定様式に <u>民生委員</u> からの証明が必要です※
育児休業中の方	【就労証明書】こども課指定の様式 ※本人記載は無効。育児休業期間・職場復帰日の記載が無いものは無効です※
出産予定の方 (産前3ヶ月～産後3ヶ月)	【母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し】
病気・障がい有する方	【医師の診断書】こども課指定の様式
同居親族の介護・看護	【医師の診断書】・【看(介)護申立書】こども課指定の様式 2点
就学している方	【在学証明書】・【時間割表の写し】 2点
求職活動の方	【ハローワーク受付票の写し】・【求職申立書】こども課指定の様式 2点 ✓ <u>令和7年度、求職活動事由として保育利用している方は、令和8年3月31日までに就労証明書を提出して下さい。期限内に提出がない場合は、入所承諾を取り消す事があります。</u> ※在園児の年度継続での求職活動事由は基本的に申込不可※
災害復旧の方	【罹災証明書】

※書類提出後、調査・審査を行います。また、タイムカードや給与明細等を提出していただく場合もあります。

※就労証明書に虚偽があった場合は、入所を取り消します。

G. 世帯状況により必要な書類

世帯の状況	提出書類
ひとり親世帯	【戸籍謄本(ひとり親とわかるもの)】・【児童扶養手当受給者証】 【母子父子医療費受給者証】・【遺族年金受給者証】 ★上記4点のうち、どれか1点の写しを提出お願いします
障がい者(児)のいる世帯	【身体障害者手帳】・【精神障害者保健福祉手帳】・【療育手帳】 【特別児童扶養手当受給が確認できるもの】・【障害基礎年金受給者証】 ★上記5点のうち、どれか1点の写しを提出お願いします
生活保護世帯	【被保護証明書】
中城村に転入された方 (令和7年1月2日以降)	【令和7年度所得課税証明書】(令和7年1月1日時点住所地での発行) ★ <u>申請書に保護者の個人番号の記載があれば省略可能</u> ※在園児の方で既に【令和7年度所得課税証明書】を提出している方については再提出の必要はありません
中城村に転入された方 (令和8年1月2日以降)	【令和8年度所得課税証明書】(令和8年1月1日時点住所地での発行) ★ <u>申請書に保護者の個人番号の記載があれば省略可能</u> ※令和8年7月末までに提出。対象者には別途通知を送付予定
転入予定の方	【転入に関する誓約書】 ※令和8年3月31日までに中城村に転入している必要があります
軍人・軍属の方	【2024 W-2】(令和6年中の収入が確認できるもの)
	【2025 W-2】(令和7年中の収入が確認できるもの) ※令和8年7月末までに提出。後期算定に使用します。対象者には別途通知を送付予定

H. 中城村内認可保育施設一覧

保育所(園)名							通常保育時間		延長保育時間	
住 所			電 話 番 号							
クラス定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	曜日	標準時間	標準時間	
新規受入予定数								短時間	短時間	
公立認定こども園		中城村吉の浦こども園					平日	標	7:15～18:15	18:15～18:45
中城村字当間847-1			098-988-0002			短		8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:45	
クラス定員数	0歳児(6)	1歳児(12)	2歳児(12)	3歳児(15)	4歳児(15)	5歳児(15)	土	標	7:15～18:15	なし
新規受入予定数	6	6	0	3	0	0		短	8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15
新学期用品 2,000円～6,500円(年齢により異なります) 修了記念写真 650円・遠足乗り物代(3～5歳) 200円										
認定こども園		育心こども園					平日	標	7:30～18:30	朝延長 7:00～7:30 夕延長 18:30～19:00
中城村字南上原1066-6			098-895-2600			短		8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	0歳児(12)	1歳児(17)	2歳児(17)	3歳児(23)	4歳児(23)	5歳児(23)	土	標	7:00～18:00	なし
新規受入予定数	12	5	1	0	0	1		短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00
延長保育料 30分 150円 《月極》 朝 1,500円 タ 1,500円 クラス運営年費 1,500円・修了記念写真700円 個人教材費(体育着・園帽・クレヨン・粘土等) 0～5,000円前後 ※個人に帰属する教材、費用は個人により料金が異なります										
私立保育園		咲心ラポール保育園					平日	標	7:15～18:15	18:15～19:15
中城村字北上原454-3			098-917-0503			短		8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～19:15	
クラス定員数	0歳児(12)	1歳児(18)	2歳児(22)	3歳児(24)	4歳児(23)	5歳児(25)	土	標	7:15～18:15	なし
新規受入予定数	12	6	4	2	0	0		短	8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15
個人教材費11,000円～6,500円(年齢により異なる)・体育着2,500円(上下)・園帽子3,000円 絵本月額390円～500円 行事費等その他徴収有(実費徴収が必要な場合は事前にお知らせいたします。)教材費・絵本等は変動する場合がございますのでご了承ください。										
私立保育園		マシュー保育園					平日	標	7:00～18:00	18:00～19:00
中城村字津覇316-1			098-942-3225			短		8:00～16:00	朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～19:00	
クラス定員数	0歳児(9)	1歳児(12)	2歳児(12)	3歳児(12)	4歳児(12)	5歳児(13)	土	標	7:00～18:00	なし
新規受入予定数	9	6	0	0	0	0		短	8:00～16:00	朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～19:00
教材費 10,000～6,500円(年齢により異なる)・体育着(上下)・園帽子 1,400円 行事費等その他徴収有(実費徴収が必要な場合は事前にお知らせいたします。)教材費等は変動する場合がございますのでご了承ください。										
認定こども園		認定こども園ひよこの家					平日	標	7:30～18:30	朝延長 7:00～7:30 夕延長 18:30～19:00
中城村字北上原361-1			098-895-5694			短		8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	0歳児(12)	1歳児(15)	2歳児(15)	3歳児(15)	4歳児(15)	5歳児(15)	土	標	7:00～18:00	なし
新規受入予定数	12	4	0	0	0	0		短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00
個人教材費 3,000円程度(ご家庭にて準備可)、絵本 月額390円～500円(3歳児以上) 園帽子 900円、体操着 4,200円、その他行事に応じて徴収有 ※価格は変動する場合がございます。										
認定こども園		平安幼稚園					平日	標	7:30～18:30	なし
中城村字登又346			098-895-6655			短		8:30～16:30	朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～18:30	
クラス定員数	-	-	2歳児(6)	3歳児(12)	4歳児(22)	5歳児(24)	土	標	7:30～14:00	なし
新規受入予定数	-	-	0	1	3	0		短	8:30～14:00	朝延長 7:30～8:30
入園準備金 25,000円(兄弟在園の場合15,000円)・制服 約6,600円(夏)約14,500円(冬)・体育着 約4,100円 教材費 約8,000円～15,000円 ※学年により異なります。 特定負担金 月額3,000円・通園バス(希望者のみ) 片道2,000円 往復4,000円・行事費、その他徴収有										
認定こども園		中城ひらやすこども園					平日	標	7:00～18:00	朝延長 なし 夕延長 18:00～19:00
中城村字当間595			098-943-7618			短		8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	0歳児(9)	1歳児(12)	2歳児(24)	3歳児(35)	4歳児(45)	5歳児(45)	土	標	7:00～18:00	なし
新規受入予定数	9	3	12	11	10	7		短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00
入園準備金 25,000円(兄弟在園の場合15,000円)・制服:2歳～5歳児(夏)7,000円(冬)8,800円・体育着 4,100円 教材費 約2,000円～20,000円 ※学年により異なります。・園Tシャツ:0.1歳児1,300円(園イベントで着用) 特定負担金 月額3,000円・通園バス(希望者のみ) 片道2,000円 往復4,000円・行事費、その他徴収有。										

保育所(園)名							通常保育時間			延長保育時間		
住 所				電 話 番 号								
クラス定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	曜日	標準時間		標準時間		
新規受入予定数								短時間		短時間		
認定こども園		はるゆめこども園					平日	標	7:15 ～18:15		18:15～19:15	
中城村字登又344-1				098-895-6644				短	8:15 ～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～19:15	
クラス定員数	0歳児(15)	1歳児(18)	2歳児(18)	3歳児(15)	4歳児(15)	5歳児(15)	土	標	7:15 ～18:15		なし	
新規受入予定数	9	3	1	0	0	0		短	8:15 ～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15	
施設維持管理費 1,000円(0歳～5歳児)・特定教育負担金 1,000円(2歳～5歳児) シアタープロジェクト代 500円(4歳～5歳児)・体育着スポン 1,550円・園Tシャツ 1,340円 卒園アルバム・宿泊保育費用・遠足費・記念写真代・教材費・衣装クリーニング代 徴収有												
認定こども園		中城みなみ保育園・幼稚園					平日	標	7:00～18:00		18:00～19:00	
中城村字南上原786				098-870-3731				短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	0歳児(9)	1歳児(20)	2歳児(30)	3歳児(35)	4歳児(35)	5歳児(35)	土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	9	5	4	0	1	1		短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00	
新年度用品は個人で購入してもらう。 (0～2歳児)年額平均10,000円程度。(3～5歳児)月刊誌(毎月440円～)年額平均20,000円程度。 ※年齢に応じて必要な園外活動費・行事費等は実費徴収いたします。												
認定こども園		クリスチャン教育センター幼稚園					平日	標	7:30～18:30		18:30～19:30	
中城村字南上原387-3				098-895-4936				短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～19:30	
クラス定員数	－	－	2歳児(14)	3歳児(24)	4歳児(24)	5歳児(24)	土	標	7:30～18:30		なし	
新規受入予定数	－	－	14	7	1	1		短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～18:30	
入園金 30,000円 教材費 年額3,500円～20,000円程度 ※教材費は学年・個人により異なります。 制服 13,210円、体育着 3,496円												
認定こども園		夢の園こども園					平日	標	7:30～18:30		18:30～19:30	
中城村字南上原388				098-895-2778				短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～19:30	
クラス定員数	0歳児(6)	1歳児(15)	2歳児(18)	3歳児(20)	4歳児(20)	5歳児(20)	土	標	7:30～18:30		なし	
新規受入予定数	6	9	0	2	0	0		短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～18:30	
入園金 30,000円 教材費 年額3,500円～20,000円程度 ※教材費は学年・個人により異なります。 制服 13,210円、体育着 3,496円												
小規模保育園		きらら保育園					平日	標	7:00～18:00		18:00～19:00	
中城村字南上原783				098-895-1634				短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～19:00	
クラス定員数	0歳児(6)	1歳児(6)	2歳児(7)	3歳児からは連携施設へ (中城みなみ保育園 ・中城ひらやすこども園)			土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	6	0	0					短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～18:00	
全園児 年間徴収費 1,500円・カラー帽子980円・月刊絵本 420円～550円 クラス運営費1,500円/年(クラス行事、活動費などに使用)												
小規模保育園		美童保育園					平日	標	7:30～18:30		朝延長 7:00～7:30 夕延長 18:30～19:00	
中城村字南上原1023-3				098-988-4468				短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	0歳児(6)	1歳児(6)	2歳児(6)	3歳児からは連携施設へ (育心こども園)			土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	5	1	0					短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00	
延長保育料 30分 150円 <月極>朝 1,500円 タ 1,500円 クラス運営費 1,500円/年・修了記念写真660円 個人教材費(体育着・園帽・クレヨン・粘土等)※個人に帰属する教材、費用は個人により料金が異なります												
小規模保育園		きらばる保育園					平日	標	7:00～18:00		18:00～19:00	
中城村字南上原176-5				098-943-2345				短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～19:00	
クラス定員数	0歳児(6)	1歳児(6)	2歳児(6)	3歳児からは連携施設へ (中城みなみ保育園)			土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	6	0	1					短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～18:00	
帽子 800円・クレヨン 450円(2歳児) 行事費、教材費がかかる場合には事前に案内し、実費徴収させていただきます。												
事業所内保育園		ひらやす保育園					平日	標	7:15～18:15		18:15～19:15	
中城村字登又346-1				098-895-7711				短	8:15～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～19:15	
クラス定員数	0歳児(9)	1歳児(9)	2歳児からは連携施設へ (平安幼稚園・中城ひらやすこども園) (はるゆめこども園『空きが有る場合』)				土	標	7:15～18:15		なし	
新規受入予定数	3	0						短	8:15～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15	
全園児教材費 年間約750円～2,000円 衣装クリーニング代、アルバム代(1歳児クラスのみ) 徴収有												

※令和7年9月時点の予定人数であり、確定された人数ではありません。保育士の人数等や施設の状況により、令和8年度入所内定までの間に変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

【参考】令和年8度 中城村保育料(ふたり親世帯の場合)

●令和8年度中城村保育料はまだ決定しておりません。
下記保育料表より変更する可能性もあります。変更があれば通知します。

階層区分	各月初日の入所児童に属する世帯の階層区分			第3子以降は無料となります。			
	定 義			3歳児未満			
				標準時間保育		短時間保育	
1	生活保護法による被保護世帯			0		0	
2-2	市町村民税 非課税世帯		ふたり親世帯	0		0	
3-2	市 町 保 村 民 税 合 計 → 所得割額	48,600円未満 ※均等割のみも含む	ふたり親世帯	第1子	15,000円	第1子	14,700円
				第2子	7,500円	第2子	7,350円
4-1-2		48,600円以上 57,700円未満	ふたり親世帯	第1子	23,000円	第1子	22,600円
4-2-2		57,700円以上 77,101円未満		第2子	11,500円	第2子	11,300円
4-3		77,101円以上 97,000円未満		第1子	23,000円	第1子	22,600円
				第2子	11,500円	第2子	11,300円
5		97,000円以上 169,000円未満		第1子	35,000円	第1子	34,400円
				第2子	17,500円	第2子	17,200円
6		169,000円以上 301,000円未満		第1子	41,000円	第1子	40,300円
				第2子	20,500円	第2子	20,150円
7	301,000円以上 397,000円未満		第1子	44,000円	第1子	43,200円	
			第2子	22,000円	第2子	21,600円	
8	397,000円以上		第1子	51,000円	第1子	50,100円	
			第2子	25,500円	第2子	25,050円	

【参考】令和8年度 中城村保育料(ひとり親世帯等の場合)

階層区分	各月初日の入所児童に属する世帯の階層区分		第3子以降は無料となります。				
	定 義		3歳児未満				
			標準時間保育		短時間保育		
1	生活保護法による被保護世帯		0		0		
2-1	市町村民税 非課税世帯		ひとり親世帯等		0		
3-1	市町村民税 所得割額	48,600円未満 ※均等割のみも含む	ひとり親世帯等	第1子	7,000円	第1子	6,850円
				第2子	0	第2子	0
4-1-1		48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	第1子	9,000円	第1子	9,000円
4-2-1				第2子	0	第2子	0
4-3		77,101円以上 97,000円未満		第1子	23,000円	第1子	22,600円
				第2子	11,500円	第2子	11,300円
5		97,000円以上 169,000円未満		第1子	35,000円	第1子	34,400円
				第2子	17,500円	第2子	17,200円
6		169,000円以上 301,000円未満		第1子	41,000円	第1子	40,300円
				第2子	20,500円	第2子	20,150円
7	301,000円以上 397,000円未満		第1子	44,000円	第1子	43,200円	
			第2子	22,000円	第2子	21,600円	
8	397,000円以上		第1子	51,000円	第1子	50,100円	
			第2子	25,500円	第2子	25,050円	

- i. 非課税世帯の3歳児未満・3歳児以上については無償化対象のため、保育料は発生しません。
- ii. ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯のほか、在宅障がい者のいる世帯を示します。
- iii. 3歳児以上は給食費(主食費・副食費)が発生します。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについては副食費が免除されます。(主食費は免除無し。)

iv. 多子軽減の年齢制限撤廃及び副食費免除の対象世帯ライン(年収360万円未満相当世帯)

----- ふたり親世帯 : 所得割額 57,700円未満(第1階層から第4-1-2階層)

----- ひとり親世帯等 : 所得割額 77,101円未満(第1階層から第4-1-2階層)

上記ラインより所得の低い階層は、年齢及び対象施設の利用有無に関わらず、きょうだい児をカウントします。

※きょうだい児は、保護者と生計を一にし、保護者に監督・保護される者となります。

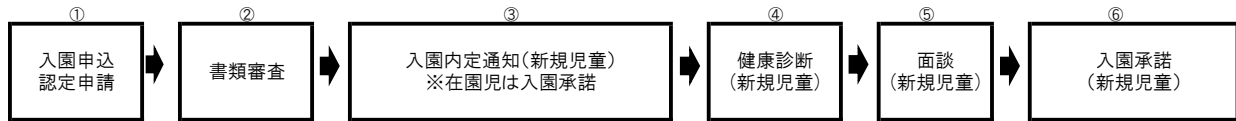
上記ラインより所得の高い階層は、就学前児童が対象施設を利用しているきょうだい児をカウントします。

※対象施設とは、認可保育園、認定こども園、小規模・事業所内保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚園です。

私立幼稚園及び特別支援学校幼稚園に入学している場合は在園証明書の提出が必要となります。

I. 入園決定までの流れについて

入園の選考方法は、申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、十分調査検討した上で選考します。
希望者が多い場合は、保育を必要とする程度の高い児童から入園承諾を行うため、入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育園の定員の関係により入園できない場合には、待機児童となり、保育施設に空きが出た場合は、各年齢毎に優先度の高い方から順にご案内致します。



- ①在園児は、各保育施設で受付可能です。(在園中のきょうだい児がいる新規申請の方は在園児と同封可)
新規申込及び待機中の児童は役場での受付となります。期間外の申込は、待機児童となる可能性が高くなります。
- ②申請内容に不明な点がある場合は、勤務先等へ電話確認や文書による照会を行います。
- ③審査の結果、入所内定通知(在園児は入所承諾通知)または保留通知を送付します。(令和8年1月末予定)
- ④入所内定通知を受けた、新規入所児童の方は、健康診断を受けます。(こども課より様式送付)
- ⑤園が指定する日時に個人面談を受けます。※申請児童同伴、健康診断書等持参
- ⑥個人面談の結果、集団保育が可能と判断されたときは、入所承諾通知を送付します。

J. 保育料について

① 保育料の算定について

保育料は、父母の村民税所得割課税額(住宅ローン控除・寄付金控除の控除前の額)を合算した額で決定します。基本的には児童の両親の課税状況で判断しますが、両親の収入が生活保護基準以下の場合は同居人(祖父母等)の課税状況も含めて保育料の算定を行います。※世帯が分かれている場合は同居とみなしません。

また、前期保育料(4～8月分)は令和7年度の村民税所得割課税額、後期保育料(9～3月分)は令和8年度の村民税所得割課税額で算定いたします。

※未申告等で課税情報が確認できない場合は保育料が最高額になりますのでご注意ください。

② 保育料の多子軽減制度について

きょうだい児が、**対象施設**を利用している場合、保育料の多子軽減制度が適用されます。

※就学前児童からカウントして、第2子が半額、第3子以降が無料となります。

ただし、市町村民税所得割合算額が、57,700円未満世帯は多子軽減制度の施設要件及び年齢制限が撤廃されます。

【例】所得割課税額が57,700円未満世帯で、▲(第1子 小学3年生)、●(第2子 小学1年生)、■(第3子 0歳児)

上記の場合、■の保育料は無料となります。(就学前児童は1名ですが、施設要件及び年齢制限が撤廃され3名扱いとなる)

小学生以上及び認可外保育施設を利用している児童は、制度上カウントされませんのでご了承ください。

③ 寡婦(夫)控除のみなし適用について

婚姻暦のない母子(父子)に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用し利用者負担額を算定します。

「寡婦(夫)控除のみなし適用」を行っても利用者負担額の変更がない場合がありますので予めご了承ください。また、利用者負担額の算定のみ適用となりますので、税法上の控除は受けられません。
申請書の世帯状況の記載もお忘れなくお願い致します。

・実費徴収、上乗せ徴収について

保育料以外に以下の費用がかかることがあります。

実費徴収: 保育施設利用に当たって通常必要とされる経費であって保護者負担を求めるもの。

【例】文房具、制服、行事参加費等

上乗せ徴収: 教育保育の質向上を図る上で必要と認められる対価について保護者負担を求めるもの。

【例】英会話教室、体育教室等(プール、ヨガ)

※実費徴収及び上乗せ徴収の金額や項目については、各保育施設へお問い合わせ下さい。

K. 保育所入所に関する注意事項について

① 申請内容に不明な点や虚偽があった場合

令和7年度申込時に就労証明書が出ているにもかかわらず、村民税申告等で相応の収入がない場合や就労証明書に不明な点があった場合、勤務地へ電話による確認や文書による照会を行い、虚偽があった場合は入所できません。

また、既に入所している場合は退所の措置を行います。

② 年度の途中で、修正申告等により課税額が変更になった場合

4月に溯り保育料の変更を行います。変更により差額が出た場合は、追加納付、充当、還付を行います。

修正申告をされた場合、速やかにこども課保育・こども園係までご連絡をお願いいたします。

③ 保育施設在園中で転園を希望する場合（下記の点に注意して申込下さい）

転園希望の方は新規児童として取扱います。必ず転園先に入所できる保障はありません。（在園児加算無し）

転園希望先で入所不可の場合でも、現在、在園している保育施設に戻れる保障はありません。

④ 保育施設を退園する場合

退園日の2週間前までには、退園届を各保育施設に提出して下さい。退園届が受理されると『空き』となりますので、

待機の方へ案内します。他の児童が入園決定している場合は、**保育施設に戻れません**。退園届受理後に再度

入園を希望される場合は新規として申込して下さい。**受理後の日付変更・取消は出来ませんので御注意下さい。**

⑤ 保育を必要とする事由が変わった場合

保育事由に変更があった場合は、状況に応じて**速やかに必要書類を提出して下さい。**

⑥ 出産予定のある方

出産後、正式な育児休業期間が記載された「就労証明書」の提出が必要となります。なお、保育時間については、

産前3ヶ月間、産後2ヶ月間は「標準時間保育」、産後3ヶ月目からは「短時間保育」となります。

妊娠・出産を事由に申込した方、出産を理由に退職した方は、産後4ヶ月目からは保育を必要とする事由が無くなりますので、状況に応じて必要書類の提出が必要です。

⑦ 職場復帰（育児休業からの職場復帰）に伴うお子様の申込を予定されている場合【年度途中の申込み】

申込は入園希望の2ヶ月前の月中、入所後は1ヵ月以内に職場復帰をして下さい。

【例】7月1日入園希望の場合 → 申込受付は5月中 → 入園後は8月1日までに職場復帰

職場復帰後は速やかに復職証明書または復職日が記載された就労証明書をご提出下さい。

L. 子育て支援事業

① 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭において、保護者の急な用事などにより緊急で保育が必要な場合にお子様を一時的にお預かりします。

利用の際は、以下の実施施設へ直接お問い合わせください。

【第2中城みなみ保育園】

② 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターとは、子育て家庭に対して、安心して楽しく子育てができるよう情報交換や相談等を行ったり、

親子一緒に自由に遊べる場所を提供する施設です。以下で事業を実施しています。

【ごさまる（なかよし児童館内）・はるむの家（はるゆめこども園内）・ちゅらてい一だ（中城みなみ保育園内）】

③ 病児保育事業

病中のお子様を、仕事や急な都合等で集団保育や家庭保育ができない際、お子様を一時的にお預りします。

利用の際は、事前登録が必要です。下記施設にて事業を実施しています。

生活保護世帯、非課税世帯は利用料の一部免除があります。また、施設によって利用の流れや利用時間、休診日が異なります。

詳しくはこども課までお問い合わせ下さい。

【役場にて事前登録】・太田小児科病児保育・うえむら病院 【施設にて事前登録】・中城ぬくぬく園（第2中城みなみ保育園内）・もりのなかま保育園

④ ファミリーサポートセンター（中城村・西原町・与那原町の3町村合同で実施）

子どもの一時預かりや保育施設への送迎、病児や病後児の預かりなど、子育ての支援を必要とするようお願い会員と子育ての

手助けをするサポート会員が、地域で相互援助活動を行う仕組みです。

おねがい会員及びサポート会員になるためには、事前登録や講座の受講が必要です。

M. 中城村内認可外・企業主導型保育園一覧 ♡利用申込は各施設へ問合せ下さい♡

保育所(園)名				
住 所	電 話 番 号	曜日	通常保育時間	延長保育時間
定 員	対 象 年 齢			
認可外保育園	ミナミ保育園			
中城村字南上原521	098-895-5236	平日	7:30～18:00	○
56名	2歳～5歳	土	休み	-
認可外保育園	ワールドミッションクリスチャンスクール付属愛児園			
中城村字南上原572-2	098-895-6670	平日	7:30～18:00	○
69名	1歳～5歳	土	休み	-
認可外保育園	りんご保育園			
中城村字南上原1000-1	098-895-6368	平日	7:30 ～18:30	○
51名	0歳～5歳	土	休み	-
認可外保育園	ニューライフアカデミー			
中城村字登又134-1	098-870-3893	平日	8:00 ～15:30	○
63名	2歳～5歳	土	休み	-
企業主導型保育園	もりのなかま保育園 中城屋宜園（地域枠あり・病児保育併設）			
中城村字屋宜598-2	098-895-2112	平日	7:30～18:30	○
12名	0歳～2歳	土	7:30～18:30	○
企業主導型保育園	中城わらび保育園（地域枠あり）			
中城村字南上原1066-10	098-895-5155	平日	7:30～18:30	○
24名	0歳～2歳	土	7:30～18:30	○
企業主導型保育園	第2中城みなみ保育園（地域枠あり・一時保育・病児保育併設）			
中城村字南上原292-1	098-870-3939	平日	7:30～18:30	○
19名	0歳～2歳	土	7:00～18:00	-
企業主導型保育園	はーとらいふ保育園（地域枠あり）			
中城村字伊集159	098-987-6543	平日	7:15～18:15	○
30名	0歳～2歳	土	7:15～18:15	-
企業主導型保育園	きらび保育園(地域枠あり)			
中城村字南上原176-5(3F)	098-943-2345	平日	7:00～18:00	○
14名	0歳～2歳	土	7:00～18:00	○

※認可外・企業主導型保育園の補助金制度がありますので詳しい内容や対象者についてはお問合せ下さい。

N. 特別支援保育を希望する場合

・特別支援保育について

心身に障がいがあったり発育や発達が気になるお子さんに対して、通常配置されている保育士に加えて特別支援保育担当の保育士(加配保育士)を配置し、お子さんの発達や特性にあわせた保育を行っています。概ねお子さん1名～3名につき1名の保育士が配置されます。

特別支援保育を希望する場合は、保育所入所申請時に申請書へ特別支援保育の希望有無を記載してください。

診断名に関わらず、お子さんそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうかを特別支援措置会議において審査・判断します。

ただし、希望する施設に必ず入所できるものではなく、希望者数や特別支援保育担当の保育士の配置状況によって受け入れができない場合もありますのでご了承ください。

・対象となる児童について

次のいずれにも該当する児童

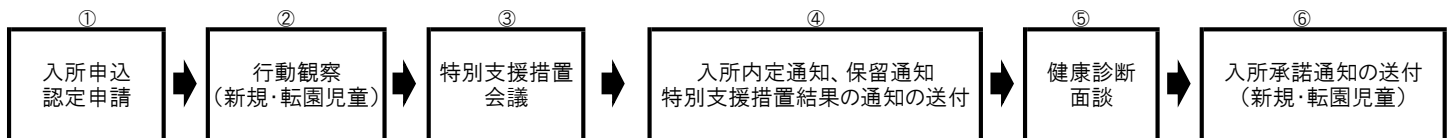
- ①中城村民であること
- ②保護者が就労や病気等で保育を必要とする事由に該当すること(1ページを確認して下さい)

・受け入れ施設について

全ての保育所、認定こども園で特別支援保育を実施しています。

※施設の状況や保育士の人数により受け入れできないこともあります。

・申請から入所までの流れ



① 入所申込認定申請 (令和7年10月20日～11月7日)

提出するもの

特別支援保育希望するにチェックを付けた教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書
申請に必要な書類一式(1ページを確認して下さい)
添付書類(お持ちの方のみ) 身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当診断書 の写し

② 行動観察(新規申請、転園のみ) (令和7年12月頃予定)

村内保育施設にてお子さんの集団生活の様子などを確認させていただきます。
指定された施設へ親子で来所をお願いします。
日程などは11月末頃にこども課よりご連絡します。

③ 特別支援措置会議 (令和7年1月頃予定)

提出いただいた書類や行動観察の内容をもとに、特別支援保育の可否が決定します。

④ 特別支援措置結果の通知、入所内定通知または保留通知の送付 (令和8年1月末頃予定)

保育施設への内定、保留の結果、特別支援措置結果の通知をお送りします。

⑤ 健康診断、面談 (令和8年2月中旬～3月)

入所内定通知を受けた方は面談日までに健康診断を受け、園指定の日程に面談を受けてください。

⑥ 入園承諾の送付 (令和8年3月下旬)

個人面談の結果、集団保育が可能と判断された場合、入所承諾通知をお送りします。

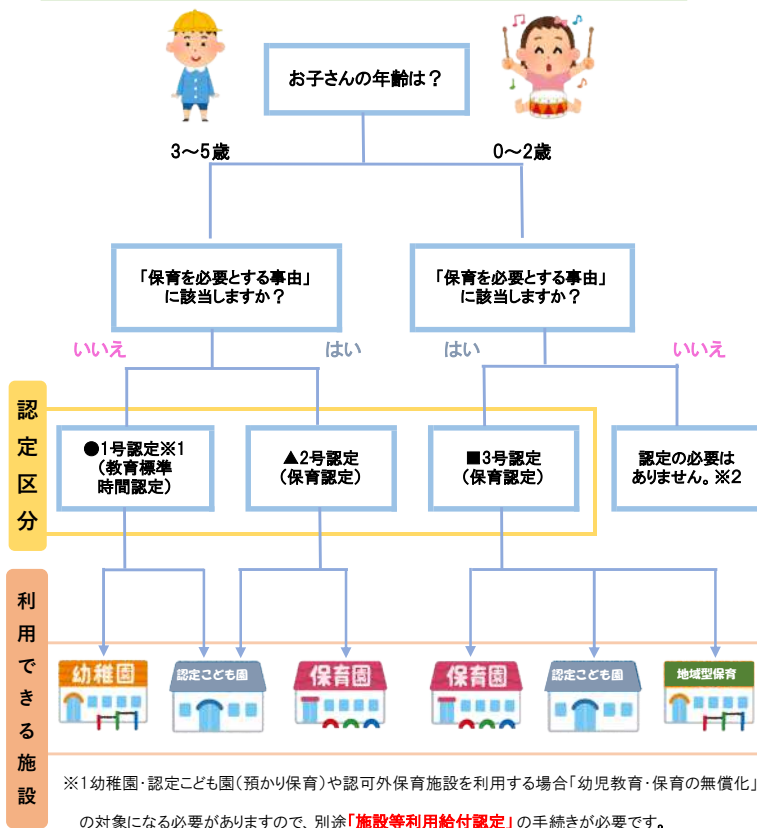


支給認定について

①支給認定とは

- 認可保育園、認定こども園を利用するためには、村から「認定」を受ける必要があります。
- 2号・3号認定を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。P3 参照
 - 申請書・必要書類(就労証明書等)により「保育を必要とする事由」が確認できれば、「支給認定通知書」が交付され、保育が必要な状態として認定されます。
- 子どもの年齢や保護者の状況に応じて利用できる施設が異なります。
- 申請書を提出することで、「認定の申請」と「入所申請」が、同時に行われます。
 - ※認可外の企業主導型保育所を利用する方は、認可保育所の利用希望がなくても支給認定証が必要な場合があります、その際は申請が必要です

②あなたの認定区分、利用できる施設は？



認定こども園



《認定こども園》

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

利用時間(3歳～5歳)

●1号認定・・・14時頃まで(教育時間)

▲2号認定・・・夕方まで

(▲14時頃までが教育時間、14時以降保育時間)

利用できる条件

●1号認定・・・制限なし

▲2号認定、3号認定・・・「保育を必要とする事由」に該当すること

※開所時間は園によって異なります。

※延長保育も実施(時間は各園によって異なります。)

保育園



《保育所》

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

地域型保育



《地域型保育》

●小規模保育所

6人以上19人以下の小人数の単位で、0～2歳の子どもの保育する施設

●事業所内保育所

会社の保育施設などで、従業員の子どもの(従業員枠)と地域の保育を必要とする子ども(地域枠)を保育する事業

利用時間

・夕方まで(開所時間は園によって異なります。)

※延長保育も実施(時間は園によって異なります。)

利用できる条件

・「保育を必要とする事由」に該当すること

・「保育を必要とする事由」に該当する場合でも幼稚園を利用したい場合



幼稚園での教育を希望される場合1号認定を受けることになります。

③認定区分について

認定区分	利用できる施設	利用対象
●1号認定	認定こども園(教育部分)/幼稚園	満3歳以上の子ども(教育を希望する場合)
▲2号認定	認定こども園(保育部分)/幼稚園	満3歳以上の子ども(「保育を必要とする事由」に該当する場合)
■3号認定	認定こども園(保育部分)/保育所 / 小規模保育所, 事業所内保育所	0～2歳児の子ども(「保育を必要とする事由」に該当する場合)

よくある質問Q&A

Q1.令和年7度の入所申込をしましたが、待機児童となっています。

令和8年4月からの利用を希望する場合、改めて入所の申込は必要ですか？

A1.申込が必要です。(令和7年度の入所申込は令和8年3月31日までが有効期限です。)

Q2.現在、中城村外に住んでおり、これから中城村へ転入予定です。申込はできますか？

A2.利用開始日までに転入することを条件に、受付いたします。

※申込時に、「転入に関する誓約書」を記入していただきます。

Q3.令和7年12月に出産しました。4月入所の申込みはできますか？

A3.申込が可能です。

入園児までに子どもの首がすわっている状態(目安として産後3か月以上)であれば利用が可能です。

Q4.申込順が早いほうが有利ですか？長く待機であるほど優先されますか？

A4.申込順や待機の期間によって有利になることはありません。

Q5.申請書提出後、勤務先が変わりました。手続きは必要ですか？

A5.必要です。

※勤務先のほか、提出書類の内容に変更があった場合は速やかにこども課まで連絡ください。

Q6.転園はできますか？

A6.在園児の場合、次年度申込時に転園を希望することはできますが、新規申込と同等の

選考となります。転園を希望した場合、在園している保育園に戻る保証はありませんので、

選考の結果、転園を希望する園に入園できなかった場合、そのまま退園となることもあります。

また、年度途中の転園を希望される場合は、こども課 保育・こども園係へご相談ください。

Q7.就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。

A7.就労証明書や診断書等は、証明者が事実に基づき記入するものであるため、保護者自身が

追記することは絶対に行わないでください。

無断作成や改変を行った場合、証明の無効及び刑法上の罪に問われる場合があります。

Q9.入園保留になった場合、育休延長手続きに必要な保留通知は発行されますか？

A9.保留通知が発行されます。ただし、育休延長手続きの要件については事前に管轄のハローワーク

などに必ずご確認ください。